

旧議会改革推進特別委員会報告

○開かれた議会実現のため「議会改革推進特別委員会」を設置。(令和3年12月20日)。以降28回の会合、行政視察、個人・会派での調べやメール等でのやりとりを行った。

【委員】・藤井隆弘委員長 ・大津昌克副委員長 ・朝日等治委員 ・大月悦子委員
・竺原晶子委員 ・鳥羽昌明委員 ・山根健資委員

<調査・検討事項>

1 議会基本条例案の作成(裏面参照)

2 議会BCP(業務継続計画)案の作成

- ・災害時における倉吉市議会の問題点(第3回)
- ・災害時における倉吉市議会の問題点：ワークショップ(第4回)
- ・ワークショップをまとめたものの確認(第5回)
- ・倉吉市議会業務継続計画(議会BCP)案(第7回)
- ・議会BCP案について(第9回)
- ・議会BCP案について(第19回、第20回、第21回、第24回)
- ・最終案作成(3月定例会議会改革推進特別委員会中間報告で報告)
- ・情報伝達訓練の実施(令和5年7月10日)

3 議会のタブレット導入・運用について

○災害時等の議会機能の維持、ICT化による効果的な議会運営を目的とし、タブレット機種等検討会(会長:藤井~タブレット端末の操作体験・検証等4回開催)でタブレット端末の機種等の報告書提出(令和3年12月20日)

- ・倉吉市議会タブレット端末賃貸借等業務仕様書等(第6回)
- ・倉吉市議会タブレット端末機使用基準(第12回)
- ・第1回議員等タブレット研修会(令和4年7月4日)
- ・第2回議員等タブレット研修会(令和4年11月4日)
- *12月議会常任委員会で試行 3月定例会以降本会議等でも活用

4 議員定数に関すること

- ・議員定数について(第9回:各委員の議員定数に関する意見交換)
- ・議員定数について(第16回:資料をもとに研修)
- ・議員定数について(第19回:委員による意見交換)
委員会の適正人数(5~7人)。少数意見の留保、欠員等
- ・議員定数について(第20回、第21回)
<関係資料>
 - *市議会議員定数に関する調査結果(全国市議会議長会)
 - *議員定数及び議員報酬について(地方議会総合研究所 廣瀬和彦)
 - *議員定数に関する資料(倉吉市議会事務局)
- ・行政視察について(27回:予算決算委員会を含む)
- ・行政視察(令和5年5月22日(月)・5月23日(火))
島根県江津市市議会、同浜田市議会、鳥取県境港市議会)
- ・議員定数について(第28回:委員会として3つの意見①現状維持の17人、1名減の16人、2名増の19人としてまとめ、議会運営委員会に報告することを確認)

その他

○議会事務局(議長室含む)の間取りの変更及び内装更新

令和3年12月追加補正予算 5,244千円

○議場床面のバリアフリー化と天井照明のLED化

令和4年9月補正予算 バリアフリー化 7,902千円 照明LED化 5,397千円

教えて！ 議会基本条例

Q1 議会基本条例って何？

議会活動の理念、原則、制度等の基本的な事項を定めている条例です。
(議会・議員の活動原則、市民と議会の関係、市長等と議会の関係、議会の運営、議会の体制整備 など)

Q2 議会基本条例は、なぜ制定されるようになったの？

国への権限の集中から、自治体に権限が大きく移されようとする中、地方議会が担う役割も大きくなっています。そのため、議会改革を積極的に進める議会が現れ、議会からの積極的な情報発信などの取組が全国的に広がっています。議会改革の取組を継続・発展させることを目指して、議会基本条例を制定しようとする動きが全国的に大きくなっています。

Q3 議会基本条例の制定状況はどうなっているの？

平成18年5月に、北海道栗山町議会で初めて制定されてから、令和元年4月段階で、全国自治体の約半数(県:68.1%、市66.0%)で制定されています。鳥取県内では4市のうち3市がすでに制定済みで、倉吉市の制定で県内4市全てで制定されたこととなります。なお、県中部地区では北栄町、琴浦町で制定されています。

Q4 倉吉市での議会基本条例のこれまでの取組状況を教えて？

開かれた議会を実現するための調査・検討事項の一つに議会基本条例案の作成があります。7名の委員で、ワークショップなども実施しながら23回の議会改革推進特別委員会で調査と検討を行ってきました。具体的な取組状況概要は、次のとおりです。

- ・倉吉市議会の課題と条例に規定すべき内容(第3回)
- ・倉吉市議会の課題と条例に規定すべき内容(第4回:ワークショップ)
- ・ワークショップをまとめたものの確認(第5回)
- ・会派くらよし、会派さきがけ、公明・改革市議団の各案提出(第7回)
- ・議会基本条例案について(第8回、第9回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回、第16回、第17回)
- ・議会基本条例案のパブリックコメントについて(第18回、第21回、第22回、第23回、第24回、第25回)
- ・令和5年3月定例会で中間報告(議会基本条例の最終案を議員に報告:机上に配布)
- ・議会基本条例逐条解説について(第26回:各自で逐条解説をつくる⇒事務局へ送付、第27回:各自作成した案をまとめる~最終的には正副委員長・事務局に一任)
- ・第28回(まとめた逐条解説を元に最終検討。最終報告として議運に報告することを確認)
- ・令和5年7月3日議会運営委員会に報告、定例会で最終報告。議会発議第13号「倉吉市議会基本条例の制定について」を提出、全員賛成で原案可決。

○倉吉市議会基本条例素案の住民等への情報提供と意見聴取については、昨年9月定例会最終日に中間報告をし、マスコミ各社への情報提供、市報11月号・市ホームページへの掲載、特別委員会各委員のSNS等での情報発信をしました。また、自治公民館協議会常任委員会で概要の説明とお願い(各班回覧、説明会の依頼等)をし、市内コミュニティセンター等での意見箱の設置をしました。その後、パブリックコメント(10月~11月)を実施し、17件61項目の意見をいただきました。委員会では回答を作成し、公表を行うとともに、意見を条文に取り入れながら修正等を行ったり、逐条解説で加えたりしました。

Q5 これから議会基本条例の取組はどうなるの？

倉吉市基本条例は議会の最高規範の条例であり、この条例に基づいて議会・議員活動を行うこととなります。また、同条例第31条規定にあるように「定期又は適時に検証」し、必要と認める場合は条例の改正その他の適切な措置を速やかに講じることとなります。